

4月1日からの

西東京市の主な公共施設ガイド

(5ページからの続き)

施設名・所在地	電話・問合せ先	施設内容	使用時間	休館(所)日	申込方法等	使用料	備考
スポーツ施設							
スポーツセンター 中町1-5-1	25-0505(予約受付電話25-0489)	体育室、トレーニング室、温水プール等	午前9時~午後9時	第1・第3火曜日、年末年始	予約専用電話で申し込み(プール、ランニング走路を除き、施設利用者は使用者登録が必要)	有料	登録が必要  武道場
健康広場 栄町1-630-1	24-6610(予約受付電話25-0489)	野球、サッカー、ソフトボールの練習等に利用可	午前9時~午後5時	年末年始	予約専用電話でお申し込みを	無料	
テニスコート 東町6-1-3	24-2277(予約受付電話25-0489)	テニス				有料	
ひばりが丘運動場 ひばりが丘3-1616-1	65-2332(予約受付電話25-0489)	少年野球、少年サッカー、ソフトボール等に利用可	午前9時~午後5時(6月~8月は午前7時~午後7時)			有料	
武道場 東町2-4-13	21-0606(予約受付電話25-0489)	多目的ホール、剣道場、柔道場		第1・第3火曜日、年末年始			
総合体育館 向台町5-4-20	67-3411	体育室、トレーニング室	午前9時~午後9時				
西東京市体育館 南町5-6-5		体育室					
北原運動場 北原町3-2669		ゲートボール、少年野球、少年サッカー等に利用可	午前9時~午後5時			無料	
芝久保運動場 芝久保町1-1465		少年野球、少年サッカー、女子ソフトボール等に利用可	午前9時~午後5時		使用する日の属する月の2か月前の1日から7日までに総合体育館、社会教育課で予約受け付け。詳しくは、7面をご覧ください	設備無料(ナイターは有料)	
向台運動場 向台町5-1059-1	64-1311 社会教育課 スポーツ振興係	軟式野球、ソフトボール、サッカー等に利用可	午前9時~午後5時(4月~10月は午前6時~午後9時)	年末年始		有料	
市民公園グラウンド 向台町5-1059-6		少年野球、ソフトボール、サッカー等に利用可	午前9時~午後9時				
芝久保第二運動場 芝久保町5-2277		テニス、ゲートボールなどに利用可	午前9時~午後5時(テニスコートに限り4月~9月は午前7時~午後7時)			有料	
西原広場 西原町3-2442-7		ゲートボール	午前9時~午後5時(4月~10月は午前9時~午後6時)		使用日の1か月前から。予約等については、社会教育課へお問い合わせください	無料	
ホール等							
保谷こもれびホール 中町1-5-1	21-1919	メインホール、小ホール、リハーサル室等	午前9時~午後10時	火曜日、年末年始	こもれびホールへお問い合わせください		有料  コール田無
西東京市民会館 田無町4-15-11	63-5381	公会堂、体育室、会議室、宴会場等	午前9時~午後10時	火曜日、年末年始	市民会館へお問い合わせください		
コール田無 田無町3-7-2	69-5006	多目的ホール、音楽練習室、イベントルーム等	午前9時~午後10時	月曜日、年末年始	コール田無へお問い合わせください	無料	
		ピッコロハウス、ビデオルーム	午前10時~午後4時	月曜日、火曜日、年末年始			
アスタ市民ホール 田無町2-1-1	64-1311 生活文化課	第1ホール、第2ホール、映像ホール	午前10時~午後6時	日本中央競馬会が使用する日、リヴィン田無店の休業日、年末年始	利用日の2か月前から7日前までに生活文化課で受け付け	無料	

4月1日からの

学校施設使用の申込方法

市内の小・中学校の校庭・体育館などを、少年野球・少年サッカーなどに使用できます。

なお、田無地域と保谷地域では、申込方法が異なりますので、ご注意ください。

社会教育課スポーツ振興係(☎64-1311)

田無地域

保谷地域

	受付場所	受付日	受付時間	申請期間	
総合開放校	校庭にある管理棟	15日 ただし、日曜日・祝日に重なった場合は、直後の平日	午後4時~午後6時	受付日の翌月の1か月分を受け付け 管理棟での受付日以降は、総合体育館で受け付けます。ただし、土・日曜日、祝日、第1・3火曜日を除く	
			正午~午後1時		
			午後4時~午後5時		
			午後4時~午後5時30分		
通年開放校	総合体育館	月曜日~金曜日(毎月第1・3火曜日、祝日を除く)	午前9時~午後5時	使用する日の1か月前から7日前まで	
					谷戸小学校
					田無第一中学校
					田無第二中学校
					田無第三中学校
田無第四中学校					

ここでの平日とは、日曜日・祝日以外の日を指します

保谷地域の学校施設の使用は、使用したい学校に直接出向き、当該学校長から「支障がない」ことの証明を使用申請書に受けた後、保谷庁舎4階社会教育課に使用申請書を、使用したい日の7日前までに提出し、承認を受けてください。

保谷地域の小・中学校...保谷小、保谷第一小、保谷第二小、東伏見小、中原小、碧山小、栄小、泉小、東小、本町小、住吉小、保谷中、ひばりが丘中、青嵐中、柳沢中、明保中



4月1日から市役所(田無庁舎・保谷庁舎)の代表電話番号は、☎64-1311になります